

山梨大学学術リポジトリ運用指針（暫定版）

平成21年1月22日

附属図書館運営委員会

（趣旨）

第1 山梨大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）は、山梨大学（以下「本学」という。）の教育研究活動において作成された学術研究成果等（以下「研究成果」という。）を収集し、山梨大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に恒久的に蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすものとする。

（登録資料）

第2 附属図書館は、研究成果のうち、次のいずれにも該当するものをリポジトリに登録するものとする。

- (1) 学術的な教育研究の成果又は学術的に意義のあるもの。
- (2) 本学に在籍する又は在籍したことのある教職員及び大学院生等（以下「教職員等」という。）が作成に関与したもの。
- (3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないもの。
- (4) 学内外の利用者（以下「利用者」という。）が全文ダウンロードあるいは出力できるもの。

（登録者）

第3 リポジトリに研究成果を登録することができる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍し、又は在籍した教職員等
- (2) その他、附属図書館長が特に認めた者

（登録申請）

第4 登録者は、研究成果を記載した所定の登録申請書を附属図書館長に提出し、登録申請を行うものとする。

（提供された研究成果の取扱）

第5 附属図書館は、リポジトリに登録申請された研究成果を次のとおり取扱うものとする。

- (1) 登録申請された研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバ（以下「サーバ」という。）に期限を設けず格納する。
- (2) サーバに格納された研究成果を公開し、その複製物を利用者からの要求に応じて、電子的手段により無償で送信する。
- (3) サーバに格納された研究成果は、保存・利用・送信の便宜のために必要に応じて、媒体変換等を行う。

（研究成果の著作権に関する事項）

第6 リポジトリに登録し公開する研究成果の著作権については、次のとおりとする。

- (1) 登録者は、著作権が複数の者に帰属している場合は、すべての著作権者の許諾を得ておくこと。
- (2) 登録者は、研究成果の公開が肖像権又は情報に関する権利と抵触する場合は、その権利が帰属する者の許諾を得ておくこと。
- (3) 登録者は、研究成果に含まれる資料等が公開に支障がある場合は、資料等を所蔵する者の許諾を得ておくこと。
- (4) リポジトリに登録された研究成果の著作権は、登録後も原著作権者に帰属する。

（研究成果の利用）

第7 附属図書館は、研究成果を電子的手段により利用する利用者に対して、著作権法を遵守し、同法に定める目的と範囲内で当該複製物を利用するよう周知しなければならない。

（研究成果の削除）

第8 附属図書館は、次の場合に、リポジトリに登録された研究成果を削除することができる。

- (1) 登録者から削除の申請があった場合
- (2) リポジトリに登録された研究成果が社会的にみて著しく不適切であると附属図書館長が判断した場合

（その他）

第9 この指針に定めのない事項については、附属図書館長が別に定める。